

「正会員の業務運営等に関する規則」等の一部改正について

I 改正の目的

東京証券取引所より令和3年10月に公表された「現物市場の機能強化に向けたアクション・プログラム」において、取引時間の延伸が示されたことから、本会では、同取引所をはじめとした関係団体と協議を行うとともに、自主規制委員会の委託会社並びに計理専門委員会を中心に、基準価額算出時限等の後続業務への影響を極力軽微に抑えられるよう、投資信託の円滑な業務運営に向けて、検討を重ねてきたところである。今般、同取引所の業務規程にある取引時間が、令和6年11月5日より延伸されることを踏まえ、「正会員の業務運営等に関する規則」及び「投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則に関する細則」の一部改正を行うこととする。

II 主な改正の内容

(1) 「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正

正会員が、販売会社に対し、遵守を求める顧客の買付及び解約の受付時限について、東京証券取引所の取引時間延伸に伴い変更することとする。

その他、影響が少ないと考えられる大口申込者の解約受付に係る変更も併せて実施する。

(第8条、第9条の改正)

(2) 「投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則に関する細則」の一部改正

基準価額連絡時間について、当該連絡時間までに連絡することが困難な事象が発生した場合について、あらかじめ本会へ連絡することを明示する。

(第2条の改正)

III 実施の時期

この改正は、令和6年11月5日から実施する。

ただし、「正会員の業務運営等に関する規則」第8条の改正規定については、株式会社東京証券取引所におけるシステム更改時期に変更があった場合には、当該システム更改の実施日から適用する。

以 上